

令和4年3月1日

会員各位

一般社団法人 兵庫県病院薬剤師会
会長 室井 延之
担当副会長 金 啓二
岡本 禎晃
研修部長 志方 敏幸

令和4年4月以降の兵庫県薬剤師会・兵庫県病院薬剤師会共催講演会について

平素は本会の運営につきましてご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の共催講演会について、令和4年1月より兵庫県病院薬剤師会より「日本薬剤師研修センター」の研修単位シールを発行しておりました。

しかしながら、令和4年4月稼働予定の日本薬剤師研修センター新システム・PECSの新たな実施要領より、1つの研修会に対し複数の研修実施機関が各々開催申請することはできないとの通知がございました。(該当箇所は裏面の実施要領参照。全文は日本薬剤師研修センターHPの「5-9 研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え(変更)」について(その2)(令和4年2月14日から同年3月31日まで適用)」を参考願います)

これに伴い、令和4年4月以降に開催いたします、兵庫県薬剤師会と当会の共催講演会において、当会からは「日病薬病院薬学認定制度」の研修単位シールのみ発行を行います。日本薬剤師研修センターの単位をご希望の先生におかれましては、兵庫県薬剤師会の案内状に従い申し込み等をお願いいたします。

なお、日病薬病院薬学認定制度及び日本薬剤師研修センターの単位は同時に取得できません。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

以上

	現行規定	読み替え後
7 研修会開催の手 続	<p>(1)実施機関は、当該研修会開催予定日の3週間前までに「研修会開催計画書」(実施細則で定める。)を研修センターに提出し、研修会開催申請料(実施細則で定める。以下「申請料」という。)を納入する。また、提出後に研修会内容に変更が生じた場合は、その内容を「研修会変更計画書」(実施細則で定める。)にて、速やかに研修センターに申し出るものとする。ただし、実施研修会の規模(受講予定者数)が変わった場合は、追加の申請料納入が必要となることがある。</p>	<p>研修会等を開催しようとする研修実施機関は、薬剤師研修・認定電子システムを利用し、システム上の指示に従って必要事項を入力して申請をしなければならない。(注：連続した複数日で開催する学術集会を申請するとき、「学術集会」の場合はまとめて1件として申請できますが、「ウェブ利用研修(学術集会)」の場合は1日ずつ複数件の申請となります。)</p> <p>研修会等の開催申請は、開催日の3週間前までに行わなければならない。</p> <p>本財団との共催を申請することはできない。</p> <p>他の研修実施機関と共同で開催申請することはできない。また、1つの研修会等を複数の研修実施機関が各々開催申請することはできない。</p> <p>(注1：研修会を他の非営利団体と共催することは差し支えないが、本財団へ開催申請する場合は、いずれか1つの団体が行い、その団体が本財団に対する責任等をすべて負うものとする。)(注2：薬剤師の自己研修の実施に賛同する営利団体は、研修後援団体となることができる。この場合、開催申請において、「後援」欄に記載すること。)</p> <p>研修会等の名称に、営利団体名、商品名、その他薬剤師の参加する研修会としてふさわしくない名称を使用することはできない。</p> <p>開催申請の際は審査料の納入を必要とする。(注：1件につき2,200円(税込み))</p>